

求職者の皆様へ（必読!!）

求職者の海技免許・小型操縦免許及び各種証明書の 受有状況の確認について

- 船員職業安定法の一部改正により、地方運輸局等は、同法第20条に基づき、船員職業紹介のあっせん（求人者に対し求職者を紹介）するときは、当該求職者の海技免許・小型操縦免許及び各種証明書の受有の有無等を、求人者に通知しなければならないことになりました。
- 通知が必要な事項は、求職者の氏名のほか、別紙の海技免許・小型操縦免許（限定が付されている場合はその内容も含む。）及び証明書の受有の有無となります。
- つきましては、海のハローワークネットでの求職情報の入力の際には、希望条件の「備考」欄に、現に受有する全ての海技免許及び小型操縦免許並びに証明書について、別紙に従い、「略称」（例：一級海技士（航海）⇒「一級航」）でご入力いただけますよう、お願いいたします。
- なお、別紙に掲げる免許等について、取得又は受有しているものが何もない場合は、「免許等なし」とご入力ください。
- また、受有する免許等が複数ある場合は「、」で列記してください。（例：三級航、一小型、漁ろう）

海技免許・小型操縦免許及び各種証明書の受有に係る求職情報の入力について

1. 海技免許及び小型操縦免許

注：受有する免許に限定が付されている場合は、下表に従いカッコ書きで当該限定の内容を記載すること。

海技免許・小型操縦免許	略称	限定ありの場合	限定の内容	略称
一級海技士（航海）	一級航	限定ありの場合	履歴限定	（履歴）
二級海技士（航海）	二級航		船橋当直限定	（当直）
三級海技士（航海）	三級航		ECDIS（※）限定	（EC）
四級海技士（航海）	四級航		※電子海図情報表示装置 例：三級海技士（航海）の履歴限定免許の場合 ⇒ 三海航（履歴）	
五級海技士（航海）	五級航		履歴限定	（履歴）
六級海技士（航海）	六級航		機関当直限定	（当直）
一級海技士（機関）	一級機	限定ありの場合	内燃機関限定	（内燃）
二級海技士（機関）	二級機		例：三級海技士（機関）の機関当直限定免許の場合 ⇒ 三海機（当直）	
三級海技士（機関）	三級機			
四級海技士（機関）	四級機			
五級海技士（機関）	五級機			
六級海技士（機関）	六級機			
一級海技士（通信）	一級通	限定ありの場合		
二級海技士（通信）	二級通			
三級海技士（通信）	三級通			
一級海技士（電子通信）	一級電			
二級海技士（電子通信）	二級電			
三級海技士（電子通信）	三級電			
四級海技士（電子通信）	四級電			
一級小型船舶操縦士	一小型			
二級小型船舶操縦士	二小型			
特殊小型船舶操縦士	特小型			
特定操縦免許	特操縦			
			湖川小出力限定	（湖川）
		履歴限定	（履歴）	

2. 各種証明書

証明書	略称
漁ろう操船講習修了証明書	漁ろう
（基本訓練）生存講習修了証明書	生存
（基本訓練）消火講習修了証明書	消火
甲板部航海当直部員の証印（又は適任証書）	甲当直
機関部航海当直部員の証印（又は適任証書）	機当直
甲種甲板部・機関部航海当直部員の証印（又は適任証書）	甲当直
乙種甲板部・機関部航海当直部員の証印（又は適任証書）	乙当直
甲種危険物取扱責任者（石油）の証印（又は適任証書）	甲危石
甲種危険物取扱責任者（液体化学製品）の証印（又は適任証書）	甲危化
甲種危険物取扱責任者（液体ガス）の証印（又は適任証書）	甲危ガ
乙種危険物取扱責任者（石油）の証印（又は適任証書）	乙危石
乙種危険物取扱責任者（液体化学製品）の証印（又は適任証書）	乙危化
乙種危険物取扱責任者（液体ガス）の証印（又は適任証書）	乙危ガ
甲種特定海域運航責任者の証印（又は適任証書）	甲特海
乙種特定海域運航責任者の証印（又は適任証書）	乙特海
救命艇手適任証書	救艇手
限定救命艇手適任証書	限救艇手
衛生管理者適任証書	衛管
船舶料理士資格証明書	料理士

備考欄への入力例

※ 赤字が入力例

(入力例①) 資格に限定が付されている場合

取得・受有している資格等 三級海技士（航海）（船橋当直限定）

350,000

備考

三級航（当直）

その他詳細情報

* その他情報なし

(入力例②) 資格等を複数取得・受有している場合

取得・受有している資格等 三級海技士（航海）
一級小型船舶操縦免許
衛生管理者適認証

350,000

備考

三級航、一小型、衛管

その他詳細情報

* その他情報なし

(入力例③) 免許等について取得・受有しているものが何もない場合

取得・受有している資格等 なし

350,000

備考

免許等なし

その他詳細情報

* その他情報なし